

高知県学校・警察連絡制度

平成23年10月1日から、現行の連絡制度の内容を拡充した「高知県学校・警察連絡制度」がスタートします。

◆高知県学校・警察連絡制度とは

これまでの連絡制度では、児童生徒の逮捕事案や悪質な道路交通法違反事件が連絡されてきました。このように問題行動が深刻化してからの連絡では、学校における指導・支援は難しく、何より児童生徒の立ち直りが困難であったり、時間がかかったりするケースが多くなっています。

そこで、問題行動の未然防止の観点から、本制度をさらに充実させスタートすることとなりました。

本制度は、児童生徒の問題行動等の初期の段階から学校と警察が緊密に連携し、家庭とも連携を深めることによって、多角的な支援を行い、早期の立ち直りや非行及び犯罪被害の拡大防止を図ることで、児童生徒の健全育成を目指すものです。

児童生徒が逮捕、検挙、補導された場合、警察は学校に連絡するとともに、児童生徒の問題行動等の内容によって、学校は警察に連絡し、協力を求めることができる制度です。

また、児童生徒が被害を受けた場合は、本人又は保護者の同意があれば被害拡大防止のために連絡することができます。（※裏面フロー図参照）

◆連絡の内容

氏名、生年月日、性別、自宅住所・連絡先、学年、日時、場所、行為のうち必要と認める情報

※写真、容姿風貌については、家出、行方不明、不良交友に限り、学校から警察へ連絡する場合があります。

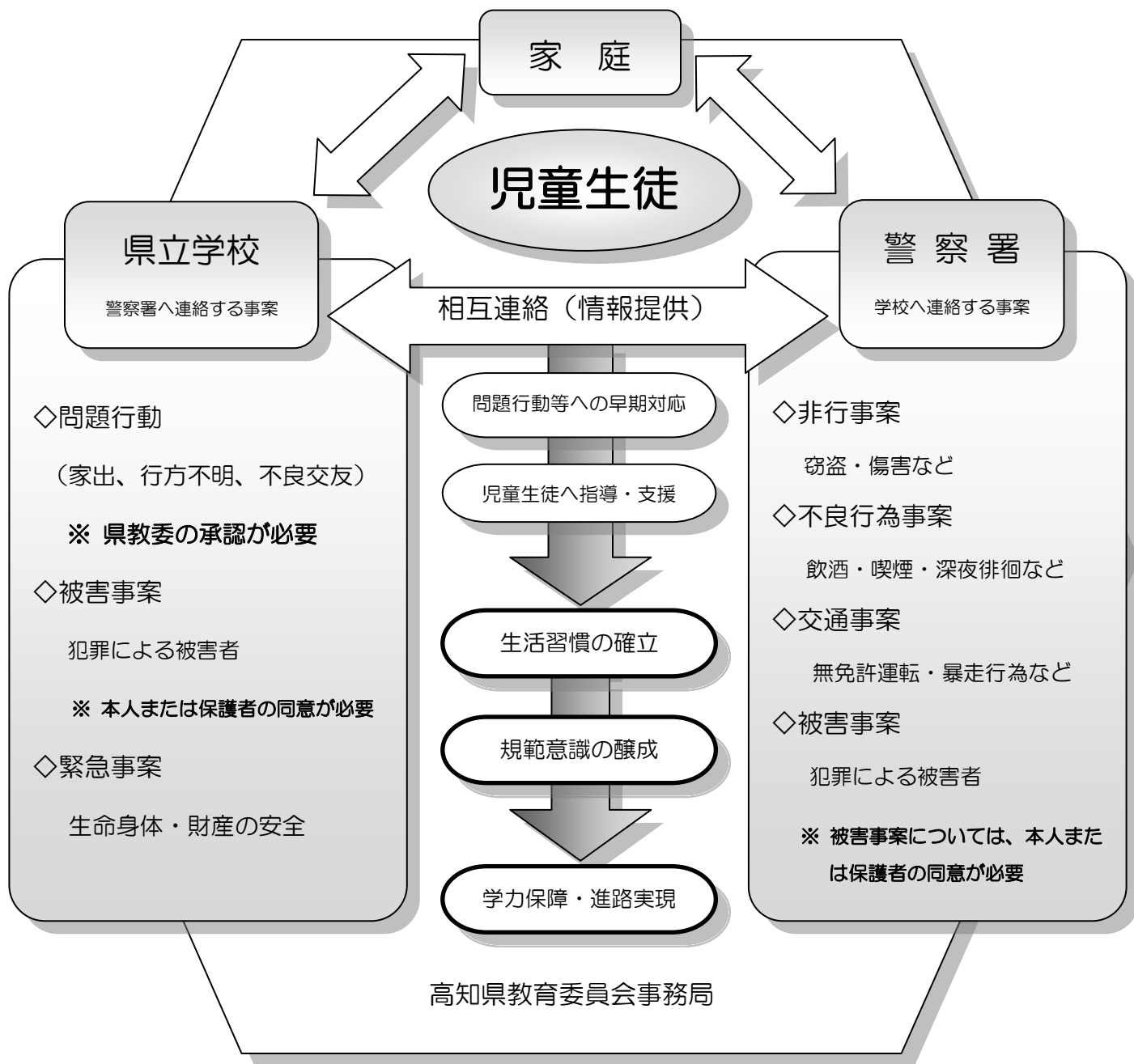
◆児童生徒・保護者の皆さまへ

- 不良行為事案（補導）については、保護者の方と連絡がとれたものについて、警察から学校に翌月に一括して連絡されます。
- 警察に逮捕、検挙、補導された場合は、速やかに学校に申し出るようにしてください。
- 学籍異動（進学・就職・転学）先への連絡はありません。ただし、逮捕事案に関してはこの限りではありません。
- 学校が警察へ連絡する場合は、事前に保護者に連絡し、その必要性を説明しますので、ご協力をお願いします。ただし、緊急事案はこの限りではありません。
- 連絡される内容は、本制度に基づく児童生徒の健全育成の目的以外には利用されません。

◆本制度により期待される効果

➤問題行動等の発生・再発防止 ➤生活習慣の改善 ➤規範意識の醸成 ➤学習意欲の向上 ➤中途退学の防止

本制度のフロー図



個人情報の取扱いについては、適正な運用に努めます。

児童生徒・保護者の皆さまには、本制度の趣旨・目的をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

本件に関する問い合わせ

高知県教育委員会事務局人権教育課 Tel: 088-821-4909

高知県警察本部生活安全部少年課 Tel: 088-826-0110